

議案第 59 号

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例
杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和 57 年杉並区条例第
38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう阿佐谷北館の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 12 月 21 日から施行する。
- 2 杉並区行政財産使用料条例（昭和 50 年杉並区条例第 44 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 2（10）杉並区立ゆうゆう阿佐谷北館の項を削る。

（提案理由）

ゆうゆう阿佐谷北館を廃止する等の必要がある。